函館市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第44号

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例(昭和48年函館市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第32条の3第1項第2号中「いう。以下この条」を「いう。次号および第4号ならびに第42条第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項」に改める。

第39条第1項第1号中「主要構造部」の後ろに「(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)」を加える。

第42条第1項各号列記以外の部分中「建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階」を「避難階および11階以上の階」に改め、同項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部(建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。)」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。